

介護老人保健施設等開設許可事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第28項に規定する介護老人保健施設に係る法第94条の開設許可事務及び法第8条第29項に規定する介護医療院に係る法第107条の開設許可事務の円滑な処理を図るため、法及び法に基づく政省令、告示、通知、和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則（平成11年和歌山県規則第109号。以下「県規則」という。）並びに和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する要綱（平成11年7月23日。以下「要綱」という。）に規定するもののほか、施設（介護老人保健施設及び介護医療院をいう。以下同じ。）に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業計画者 県内（和歌山市を除く。）に施設の開設を行おうとする者をいう。
- (2) 健康福祉部長 施設の開設地を管轄する振興局の健康福祉部長をいう。
- (3) 他法令 施設の開設等の場合に必要とする許認可等を指定する法令のうち、法及び法に基づく政省令以外の法令をいう。

(設置計画書の策定)

第3条 事業計画者は、あらかじめ地域の需要及び他法令の規制解除の見込み等について十分調査を行った後、設置計画書（別記第1号様式）を策定するものとする。

なお、策定に当たっては、施設の開設地の市町村長と十分協議を行うものとする。

(設置計画の提出)

第4条 事業計画者は、設置計画書を知事に提出し、地域の老人福祉及び地域医療との連携並びに和歌山県介護保険事業支援計画における施設の必要量等について十分協議を行うものとする。

- 2 知事は、前項の設置計画書を受理したときは、施設の開設地の区域を含む老人福祉圏域における市町村長に、当該市町村の介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めるものとする。

(事前協議)

第5条 知事は、前条第2項の意見の内容及び各保健福祉圏域の状況等を総合的に勘案し、事前協議を開始するか否かを決定し、開始することに決定した場合は、事業計画者に別記第2号様式により通知するものとする。

(事前協議の提出)

第6条 前条の通知を受けた事業計画者は、事前協議書（別記第3号様式）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の事前協議書の提出があったときは、関係主管部局の調整を図るものとする。

3 事前協議書の提出があった場合には、知事は事業計画者に必要な指導を行うものとする。

4 事前協議は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築確認の申請前に行わなければならない。

（行政関係部局との協議）

第7条 事業計画者は、事業を行うために他法令による行政庁の許可、認可等を必要とする場合にあっては、当該行政庁と十分協議を行うこととする。

（開設者等認定申請書の提出）

第8条 事業計画者で、平成11年3月厚生省告示第96号又は平成30年3月厚生労働省告示第181号の厚生労働大臣の認定を必要とする者は、他法令による行政庁の許可、認可等を必要とする場合の当該許可、認可等を受け、あるいは受ける見込みを得た後に、開設者等認定申請書に必要書類を添えて厚生労働大臣に提出するものとする。

（事前協議の終了）

第9条 知事は、第6条第1項の事前協議書の提出があった場合において同条第2項による調整及び同条第3項の指導の後、事業計画を適当と認めるときは、次に掲げる事項を確認した後に、事前協議の終了を別記第4号様式により通知するものとする。

（1） 他法令による行政庁の許可、認可等を必要とする場合の当該許可、認可等を受け、又は受ける見込みを得たこと。

（2） 前条に規定する厚生労働大臣の認定を必要とする場合の当該認定を受けること。

2 前項の規定にかかわらず当該事業計画にかかる和歌山県老人福祉施設等整備補助金の協議を行った場合には、当該補助金の内示通知をもって事前協議の終了を通知したものとする。

（開設許可の申請）

第10条 事業計画者は、施設の建設工事が完了した後に、県規則第2条第1項に規定する開設許可申請書（県規則別記第1号様式）及び県規則第8条に規定する管理者承認申請書（県規則別記第8号様式）を知事に提出するものとする。

2 前項の開設許可申請書には、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の3第4項に規定する検査済証の写しを添付するものとする。

3 開設許可申請書とともに提出する書類のうち、要綱に定めのあるもののほか、次のものは別記第5号様式によるものとする。

- (1) 施設及び構造設備の概要を記載した書類（別紙1）
- (2) 施設の共用の場合の利用計画の概要（別紙2）
- (3) 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（別紙3）
- (4) 従業員の勤務の体制及び勤務形態（別紙4）

（開設許可事項変更許可等に係る事前協議）

第11条 法第94条第2項又は法第107条第2項に規定する変更の許可の場合であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第136条第2項又は規則第138条第2項に規定する事項（第136条第1項第11号及び第138条第1項第11号に係る事項については、入所定員に係る部分に限る。）を変更しようとする者（以下「変更事業計画者」という。）は、変更事前協議書（別記第6号様式）を知事に提出するものとする。この場合においては、第3条から第7条まで及び第9条の規定を準用する。

2 前項の場合で、規則第136条第1項第5号、第7号、第8号及び第14号又は規則第138条第1項第5号、第7号、第8号及び第14号に係る事項のみを変更しようとするときは、第3条から第5条の規定は準用しない。

（開設許可事項変更の申請）

第12条 法第94条第2項又は法第107条第2項に規定する変更の許可申請を行う者は、変更許可を受けるに際し、施設の建設工事等を必要とするものにあつては、当該施設の建設工事等が完了した後に、県規則第7条に規定する開設許可事項変更許可申請書（県規則別記第7号様式）を知事に提出するものとする。

2 前項の開設許可事項変更許可申請書には、原則として建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し及び消防法施行規則第31条の3第4項に規定する検査済証の写しを添付するものとする。

3 開設許可事項変更許可申請書には、要綱に定めのあるもののほか、次の書類を添付するものとする。

- (1) 規則第136条第1項第5号及び第7号又は規則第138条第1項第5号及び第7号に係る事項を変更しようとする場合は、当該変更に係る敷地の面積、施設及び構造設備の概要を記載した書類（別記第7号様式別紙1）
- (2) 規則第136条第1項第8号又は規則第138条第1項第8号に係る事項を変更しようとする場合は、当該変更に係る施設の共用の場合の利用計画の概要を記載した書類（別記第7号様式別紙2）
- (3) 規則第136条第1項第11号又は規則第138条第1項第11号（従業員の職種、員数及び職務内容並びに入所定員に係る部分に限り、入所定員又は療養室の定員数を減少させる場合を除く。）に係る事項を変更しようとする場合は、当該変更に係る従業員の職種、員数及び職務内容並びに入所定員の概要を記載した書類（別記第7号様式別紙3）
- (4) 規則第136条第1項第14号又は規則第138条第1項第14号（協力病院を変更しようとするときに係るものに限る。）に係る事項を変更し

ようとする場合は、当該変更に係る協力病院の概要を記載した書類（別記第7号様式別紙4）

（書類の経由等）

第13条 法、規則及びこの要領により知事に提出する書類は、健康福祉部長を経由しなければならない。

2 健康福祉部長は、前項に規定する書類を受領したときは、副申書（市町村長の意見書を受領したときは、当該老人福祉圏域における必要量等について意見を記載するものとする。）を添付の上、知事に進達するものとする。

（その他）

第14条 この要領に定めるほか、必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 老人保健施設開設許可事務処理要領（平成元年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成14年11月28日から施行する。

附 則

この要領による改正後の介護老人保健施設開設許可事務処理要領は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成30年11月7日から施行する。

（経過措置）

2 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、当該病院又は当該診療所の療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院又は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。）を行って介護老人保健施設又は介護医療院を開設する場合（当該転換により増加する介護老人保健施設又は介護医療院の入所定員が転換病床数以下である場合に限る。）は、第3条から第5条の規定は適用せず、第6条第1項の適用については、同項を「事業計画者は、事前協議書（別記第3号様式）を知事に提出するものとする。なお、提出に当たっては、施設の開設地の市町村長と十分協議を行うものとする。」とする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。